

伊丹市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 17 日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 26 号）による雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の一部改正に伴い、職員に係る失業者の退職手当について所要の改正を行うため。

伊丹市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（令和 7 年伊丹市条例第 号）

伊丹市職員退職手当支給条例（昭和 27 年条例第 237 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 11 項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に，「もの」を「者」に改め，同条第 14 項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに，当該各号に定める」を「雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め，各号を削る。

附則第 3 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 8 条第 11 項（第 4 号に係る部分に限り，同条第 15 項において準用する場合を含む。）の規定は，退職職員（退職した伊丹市職員退職手当支給条例第 1 条に規定する職員（同条例第 2 条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し，退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については，なお従前の例による。